

お客様各位

手形・小切手の全面的な電子化に向けた各種対応について

日頃より、ぐんまみらい信用組合をお引立ていただき誠にありがとうございます。

当組合では、政府方針であります「手形・小切手の全面的電子化」に向けた取り組みの一環として、下記のと通りの対応を実施します。

記

1. 当座預金の払戻請求書による払戻しの取扱い

(1) 取扱開始日 2025 年 10 月 1 日（水）

(2) ご利用方法

当組合所定の払戻請求書へ所定事項を記入し、届出印を押印のうえ、当座入金帳とともにご提示ください。

なお、当組合所定の本人確認書類のご提示を求めることがあります。

※払戻請求書による払戻のお取扱いは、小切手と同じく口座開設店に限ります。

※小切手振出のようにお取引先等の第三者への譲渡はできません。

(3) 当座勘定規定の一部改定

払戻請求書による払戻を開始するにあたり、同一日付で当座勘定規定の一部を改定致します。

2. 手形・小切手帳の発行手数料改定

(1) 改定日 2025 年 10 月 1 日（水）

(2) 発行手数料の改定

対 象		改定前	改定後
当座小切手帳	50 枚綴り	5,500 円	11,000 円
約束手形帳	50 枚綴り	5,500 円	11,000 円

3. 手形・小切手帳の発行終了

(1) 発行終了日 2026 年 3 月 31 日（火）

(2) 取扱内容

「手形・小切手の全面的電子化」に向け、手形・小切手帳の発行申込の受付を終了します。発行終了時点で保有されている手形・小切手帳につきましては、同日以降も引き続きご利用いただけますが、未使用の手形・小切手について買戻しの予定はございません。

4. 2027 年 4 月以降を期日とする手形・小切手の取立受付終了

2025 年 10 月 1 日より、2027 年 4 月以降を期日とする手形等（2027 年 4 月以降を振出日とする先日付小切手も含む）について、期日管理を行う代金取立ての受付を停止します。該当の手形等をお持ちのお客様は 2025 年 9 月 30 日までにお取引店にお持ち込みください。

5. 手形・小切手の全面的な電子化に向けて

政府は、2027 年 3 月末までに手形・小切手機能を全面的な電子化を目指しております。お客様におかれましては、お早目に紙の手形・小切手から法人向けインターネットバンキングやでんさいサービス等への電子的決済サービスへの移行をご検討ください。なお、ご不明な点については、口座開設店へお問い合わせください。

今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、引き続きご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

以上